

申告は忘れずお早目に！

申告相談に関する詳しい内容については、広報かわまた 1 月号をご覧ください。

令和 6 年分所得税の確定申告について

税務署からのお知らせ 福島税務署 (TEL 024-534-3121)

確定申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！

- パソコンやスマートフォンなどから、「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。
- パソコン画面に表示された 2 次元バーコードをスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、IC カードリーダーが不要でマイナンバーカードを使った e-Tax（電子申告）が可能です。
- 読み取り対応のスマートフォンであれば、マイナンバーカードの電子証明書による e-Tax が可能です。
- スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

確定申告書作成会場のお知らせ

申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます。来場の際には、申告関係書類のほかスマートフォン等及びマイナンバーカード（マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号を含む）をご持参ください。

◆場所 アオウゼ・AOZ（福島市曾根田町 1-18 MAX ふくしま 4 階）

◆期間 2 月 17 日(月)～3 月 17 日(月)《土・日・祝日を除く》（ただし、3 月 2 日(日)は開設します）

◆時間 午前 9 時 15 分～午後 4 時 ※アオウゼの開館時間は午前 9 時です

※ MAX ふくしまの駐車場は、駐車時間が 2 時間を超えると有料になります。

◆入場整理券 会場入場には整理券が必要です。取得方法は LINE による事前発行又は当日券の 2 通りです。

① LINE アプリでのオンライン事前発行

確定申告書等作成コーナー（国税庁）「相談を申し込む」から希望日を選択、会場入口でスマホ画面を提示ください。



②会場付近で当日券を受け取る方法

午前 8 時 50 分～ MAX ふくしま 1 階 南側入口
開館後 MAX ふくしま 4 階 南側エレベーター前

申告会場におけるインフルエンザ等感染症対策にご協力を！

申告相談会場では感染防止のため、会場の換気及び職員はマスクの着用、手洗い、消毒を徹底し感染防止に努めます。ご来場される皆様も感染防止にご協力をお願いいたします。

- ・発熱や咳等の症状がある方や、体調がすぐれない方はご来場をお控え願います。
- ・ご来場の際には、マスクの着用、手指の消毒、受付票の記入にご協力をお願いします。
- ・申告相談会場では、定期的に窓を開ける等換気を行いますので、暖かい服装でお越しください。

国税に関する 質問・相談について

電話相談センター

国税に関する一般的なご相談は、仙台国税局の職員がお答えします。024-534-3121（福島税務署）に電話し、音声ガイダンスに従って、「1」番を選択してください。

タックスアンサー

よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載していますので、是非ご利用ください。

お早目に
申告相談を
してください



令和7年度 町民税・県民税の申告

令和7年度町民税・県民税は、令和7年1月1日現在、川俣町に住所のある方で、前年中（令和6年1月1日～12月31日）に所得があった方に課税されます。

問 町民税務課 税務係（内線 1302）

①申告の必要な方

- 商業・工業・農業・サービス業などの事業を営んでいた方
- 地代・家賃・配当などの所得があった方
- 土地・その他の資産を売った方
- 給与所得者で、給与所得以外の所得があった方や、2か所以上から給与を得ている方
- 前年の途中で会社を退職した方
- 公的年金受給者のうち、社会保険料・生命保険料・地震（損害）保険料等の控除を受ける方
- 同一生計配偶者（所得が48万円以下の配偶者）を扶養していて、扶養主の給与所得が1,000万円を超える方
- 収入がなかった方や収入が遺族年金や障害年金（非課税年金）のみだった方も、国民健康保険税や介護保険料等を課税計算する際の世帯所得や所得証明に用いますので、申告が必要です。町県民税申告書に住所・氏名・生年月日を記入し、余白に「収入なし」と朱書きをして提出してください。

なお、申告会場へ来なくても自分で申告書を作成して提出することができます。町県民税申告書は、町民税務課の窓口に備え付けてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

- 町県民税申告書の提出方法及び提出先 -

川俣町役場 3 番窓口（町民税務課税務係）へ直接持参するか、郵送により 3 月 17 日(月)までに提出してください。郵送先：〒960-1492 川俣町町民税務課税務係行（住所記載不要）

※低所得者世帯支援給付金や調整給付金など、法令で非課税所得として規定されている給付金につきましては、申告する必要はありません。

扶養控除について

年金、給与などの収入のある方でも、年間の所得金額が48万円（給与収入のみの場合は年間収入103万円、65歳以上の方の場合で年金収入のみの場合は年間収入158万円）以下の方は、被扶養者として家族の扶養となることができます。年末調整を受けていない場合には申告してください。

②申告日程・会場

申告相談の日程 ■受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時
■申告会場 役場本庁舎3階 大会議室（2月25日(火)は「山木屋公民館」）

日 程			対象地区		
2月	17日	(月)	大綱木		
	18日	(火)	小島（1・2・3・4 方部）		
	19日	(水)	小島（5・6・7・8 方部）		
	20日	(木)	羽田		
	21日	(金)	秋山		
	25日	(火)	山木屋（山木屋公民館会場） （※役場会場での相談はありません）		
	26日	(水)	山木屋（役場本庁舎会場）		
	27日	(木)	小綱木		
	28日	(金)	東福沢・川俣（柏崎）		
3月	3日	(月)	西福沢・鶴沢（油田）		
	4日	(火)	鶴沢（東部）		
	5日	(水)	鶴沢（西部）		
	6日	(木)	小神		
	7日	(金)	飯坂（入組・屋組・大木戸・峠・成栗・萩平・砂田）		
	10日	(月)	飯坂（上記以外）川俣（賤ノ田・東大清水）		
	11日	(火)	川俣（仲ノ内・大作・小作・新中町方面）		
	12日	(水)	川俣（本町・中島・壁沢・倉ヶ作・大内方面）		
	13日	(木)	川俣（鉄炮町・瓦町・日和田・池ノ入方面）		
	14日	(金)	川俣（八反田・五百田・宮赤・中丁方面）		
	17日	(月)	予備日		

※）対象地区の指定日に都合の悪い方は、その他の日程でも申告相談ができますので早めの申告をお願いします。

※）期間中（2月17日～3月17日）は、町民税務課の窓口では申告相談は行っておりません。（無職・無収入の町申告書及び自書による申告書提出のみ受け付けます。）